

令和3年度

事業計画書
収支予算書

一般社団法人 大阪発明協会

令和3年度 事業計画書

目次

令和3年度 事業計画書	1
(1) 発明奨励振興事業	
① 大阪優秀発明表彰	2
② 近畿地方発明表彰（発明協会連携事業）	3
③ 全国発明表彰（発明協会連携事業）	3
④ 叙勲、褒章等への推薦（発明協会連携事業）	3
⑤ 大阪府知事表彰への推薦	3
(2) 青少年創造性開発育成事業	
① 大阪府生徒児童発明くふう展	3
② 全国少年少女チャレンジ創造コンテスト大阪大会	3
③ 少年少女発明クラブ	4
④ （公社）発明協会主催展覧会への推薦（発明協会連携事業）	4
(3) 知的財産制度普及事業	
① 大阪発明協会知的財産セミナーの開催	4
② 特許庁主催説明会への実施協力 （特許庁委託事業・発明推進協会連携事業）	4
(4) 一般事業	
① 会員向け無料知財相談会の開催【新規】	4
② 会員交流会の開催	5
③ 会員向け無料セミナー・企業見学会&講演会の開催	5
④ 新年交歓会の開催	5
⑤ 会員向け勉強会の開催	5
⑥ ホームページ、メールサービス等による情報提供	5
⑦ 機関誌の発行	5
(5) 特許情報サービス事業	
① 特許公報類、出願審査（包袋書類）等の複写サービス	6
② 特許印紙制度の普及と印紙の販売	6
③ 知的財産権関連図書の販売（発明推進協会連携事業）	6
令和3年度 収支予算書	7

令和3年度 事業計画書

昨年度末からの新型コロナウイルス感染症拡大により世界各国は未曾有の危機に陥りました。我が国でも2度にわたる緊急事態宣言発令の影響により、東京オリンピックの延期をはじめとした様々な会合イベントの自粛が広がり経済活動は大きな打撃を受けましたが、その一方でテレワークの導入等によるリモート化・デジタル化が進むなど、社会情勢の変化のみならず新たな生活様式が急速に普及しました。この流れに伴い新たなイノベーションが生まれる機運も高まっており、来たるべきポストコロナ社会に向けての経済活動の期待が、株価の高騰に繋がっているものと思われます。その意味においても、産業社会においてイノベーションを推進する重要な役割を果たしていく知的財産活動のさらなる活性化がこれまで以上に求められています。

知財業界に目を向けてみますと、2019年に法改正された知的財産権に関する諸法が施行され、「損害賠償の算定方法の見直し」や特許権者による証拠収集手続きとしての「査証制度の創設」、そして保護対象の拡充や、関連意匠制度の拡充、意匠権の存続期間等を含む意匠法の大改正が行われました。さらに、コロナ禍における特許庁への電子申請において押印や紙の提出が必要な手続等の煩雑な手続が発生したことから、特許庁は特許印紙予納の廃止も含めた申請手続等デジタル化推進計画を策定し、口頭審理のオンライン化の検討も進めるなど、急速にデジタル化に向けて舵を切る動きを見せています。このようなコロナ禍以降の急速な動きに対応すべく、当協会といたしましてはこれまで以上に国内外の知財情勢にアンテナを張りながら、引き続き関係官庁・関係諸団体の協力を得て、発明の奨励振興や青少年の創造性育成、知的財産権制度の普及啓発や知的財産専門人材の育成等を通じて、新産業の創出や新技術開発の支援等、大阪のみならず関西地区の産業活性化に向けた諸事業を推進してまいりたい所存です。

また、中之島4丁目再開発計画により大阪大学中之島センターが全面的改装のため閉鎖となり、当協会事務局は3月末に北区天満のコム関西ビルへ事務所を移転し、4月より新事務所として新たなスタートを切ることになりました。世界的な産業社会における大きな転換点に差し掛かり、当協会を取り巻く環境はさらに厳しさを増すばかりでございますが、当協会といたしましては、当協会会員に資するために、本来の事業目的である発明の奨励振興や青少年の創造性育成、知的財産権制度の普及啓発等を安定的に実施することを目的として、下記の事業を本年度事業の重点といたします。

1. 国や地方自治体、公的機関等との連携のもと、発明表彰事業をはじめとした発明奨励振興事業の啓発活動を推進する。特に技術者・開発者への動機づけとして活用できる大阪優秀発明表彰事業に関して、これまで以上に会員メリットとして機能するよう、募集方法の改善等によりさらな

る活性化を目指す。

2. 少年少女発明クラブの活動や発明くふう展等の青少年の創造性育成事業を通じて、若年層における知的財産教育活動を、積極的に支援、推進する。特に、昨年度は開催できなかったチャレンジ創造コンテストや発明くふう展に関しては、新型コロナウイルス感染防止体制を整えつつ、実施にあたって臨機応変な対応を心がけるなど、開催に向けて最大限の努力を行う。
3. 国や地方自治体、公的機関等と知的財産権制度普及事業での連携を図り、各種セミナーや特許庁主催の知的財産権制度説明会、巡回特許庁などのイベントを通し、各種制度の普及・啓発活動を推進する。特にセミナーについては本格的にオンラインに移行し、知財担当者にとって有益な内容のテーマを企画するとともに、募集方法や受付方法等受講者が参加しやすいインフラの整備を心がける。
4. 会員にとって有益な自主事業を積極的に展開し、会員サービスの向上に一層努めることで、協会活動への積極的な参加を促し、また、未加入の企業・個人に対し、協会加入のメリットを訴求することにより、新規入会の促進、会員の増強及び組織基盤の強化に努める。
5. 昨年度は新型コロナウイルス感染拡大のため開催できなかった発明相談事業を、会員サービスの一環として再度企画・推進する。

(1) 発明奨励振興事業

① 大阪優秀発明表彰【改善】

協会会員に対し、地方・全国の発明表彰から褒章・叙勲への道筋となることを周知することで、会員企業所属の発明者ならびに会員本人のモチベーションを向上させ、非会員には会員メリットとして周知を図る。なお、これまで「大阪優秀発明大賞」部門と「大阪チャレンジ発明賞」部門に分けて募集を行っているが、中小企業等のさらなる応募を促すとともに受賞機会を広げるため、今年度より部門を廃止し、各々の要件を満たす応募案件に応じて各賞を決定することに変更する。

(A) 大阪優秀発明大賞

大阪府内で、優秀な発明をし、科学技術の確立に寄与する功績を残された方々を表彰する。

(B) 大阪チャレンジ発明賞

優秀な発明をして、科学技術の進歩発展に寄与した、大阪府内の中堅・中小企業所属の発明者を表彰する。

②近畿地方発明表彰（発明協会連携事業）

近畿地方における優秀な特許・実用新案・意匠を完成された方々、発明等の実施化に尽力された方々、また、発明等の指導・奨励・育成に多大の貢献をされた方々を推薦し、表彰する。

③全国発明表彰（発明協会連携事業）

皇室の発明奨励に対する特別の思召により毎年御下賜金を拝受し、その御趣旨に添うため、とくに功績顕著な発明者に恩賜発明賞を贈呈し、併せて優れた発明の完成者、その実施者および発明奨励に関する功労者を表彰するために、候補者を推薦する。

④叙勲、褒章等への推薦（発明協会連携事業）

科学技術の振興と発明の奨励、創意の昂揚に貢献した方々を顕彰するために、候補者を推薦する。

- ・ 叙勲／褒章（黄綬、紫綬、藍綬、紺綬）
- ・ 文部科学大臣表彰（科学技術賞、若手科学者賞、創意工夫功労者賞）
- ・ 経済産業大臣表彰、特許庁長官表彰

⑤大阪府知事表彰への推薦

地域産業の発展と社会文化・生活の向上に貢献した功労者・発明者等を顕彰するために、候補者を推薦する。

- ・ 発明実施功労者、発明功績者、新技術開発功労者、技術改善功労者表彰

（２） 青少年創造性開発育成事業

①大阪府生徒児童発明くふう展【改善】

次代を担う生徒児童が発明に取り組み、創意工夫を凝らすことにより科学技術に対する関心を高めることを目的として大阪府下の小・中・高等学校の生徒・児童を対象に、毎日新聞社との共催により開催する。また、実施にあたっては新型コロナウイルス感染防止に関して万全の対策を講じ、審査方法や表彰式開催方式について、時勢に応じて臨機応変な実施体制を構築する。

②全国少年少女チャレンジ創造コンテスト【改善】

少年少女に、ものづくりの楽しさ、チームワークの大切さを体験させ、柔軟なアイデアや、豊かな発想力を引き出し、課題に対する問題解決能力を高め、自ら考え行動するチャレンジ精神を育成することを目的として（公社）発明協会主催で開催される「全国少年少女チャレンジ創造コンテスト」の記録会を各

クラブで開催、成績優秀者を顕彰し、全国大会へ推薦する。

③ 少年少女発明クラブ

大阪府内における交野市・東大阪市・大阪市森之宮・大阪市日本橋・大阪市生野の各少年少女発明クラブ活動を支援する。府内における少年少女クラブの空白地に、新クラブ設立の可能性を探る。

④ (公社) 発明協会主催展覧会への推薦 (発明協会連携事業)

(公社) 発明協会が主催する各種展覧会に対して候補者を募集し、推薦する。

- ・全日本学生児童発明くふう展
- ・未来の科学の夢絵画展

(3) 知的財産権制度普及事業

① 大阪発明協会知的財産セミナーの開催【改善】

一般社団法人発明推進協会及び近隣の地域発明協会、知的財産関連団体との連携を図り、受講者の要望・レベルに応じた知的財産権に関する基礎・専門知識ならびにその実務の習得などを目的とし、知的財産権に関するセミナー・ワークショップを定期的かつ継続的に開催し、知的財産専門人材の育成に努める。本年度は新型コロナウイルス感染拡大の状況がいまだ先行き不透明であることを鑑み、昨年度より実施しているオンラインセミナー（およびオンデマンド配信）を継続して実施、それに伴い受講者に対して申込みしやすいような受付システムを構築する。

② 特許庁主催説明会への実施協力 (特許庁委託事業・発明推進協会連携事業)

特許庁主催の知的財産権制度説明会等への実施協力を必要に応じ行う。なお、令和3年度の開催は、初心者向け、実務者向け共にオンラインでの開催となる予定。

(4) 一般事業

① 会員向け無料知財相談会の開催【新規】

新事務所に相談専用スペースを設置し、知的財産権の有効利用を通して地域の産業活性化を図ることを目的として、会員サービスとしての定期的な開催として、無料相談会を毎月2回開催する。なお、本相談会は、「INPIT大阪府知財総合支援窓口」からのアドバイザー派遣により、事前予約制の「臨時窓口」として実施する。

② 会員交流会の開催【改善】

会員にとって有益な情報を得ることができる機会を提供することを目的として、会員有志が集まり、1つのテーマに関して活発な情報交換を行う交流会を開催する。なお、第6期は新型コロナウイルス感染拡大のため、昨年度は実施が困難となり無期限休止となったため、改めて開催形式を検討しながら再募集を行い、第7期としての開催を目指す。

③ 会員向け無料セミナー・企業見学会&講演会の開催【改善】

会員の知識向上と会員同士の親睦の機会を提供することを目的として、年数回程度の会員向け無料（オンライン）セミナーを開催する。また、新型コロナウイルス感染拡大が収束した場合に限り、企業見学会・講演会を開催する。

④ 新年交歓会の開催【改善】

新型コロナウイルス感染拡大が収束した場合に限り、会員相互の親睦を図ると共に、組織の強化に資するため、新たな開催内容を検討しつつ新年交歓会を開催する。

⑤ 会員向け勉強会の開催【改善】

会員を対象に、お互いに議論しあい学びあうことにより、知財に関する知識を深めることを目的とした勉強会を開催する。なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況がいまだ先行き不透明であることから、オンラインでの開催とする。

◆意商WEBセミナー（計4回程度）

◆判例からみる米国商標制度（計6回）予定

⑥ ホームページ、メールサービス等による情報提供【改善】

ホームページを質量共にさらに充実させるとともに、メールサービス等各種情報発信媒体を利用し、協会事業を広く一般に周知することで、新規会員の獲得に資する。新事務所移転を機会にSNSを利用した情報発信を本格的に開始する。

⑦ 機関誌の発行

大阪発明協会の月刊機関誌「企業と発明Lite」を発行し、知的財産権に関する最新情報及び参考資料等を迅速に掲載するなど、内容を充実させることにより、会員が最新の知財関連情報に触れる機会を提供する。また、関連団体からの寄稿記事を充実させるなど、会員相互間の情報共有ツールとしても活用する。

(5) 特許情報サービス事業

特許情報の有用性の認知と利用促進を図り、中小・ベンチャー企業等の知財経営に資するために、特許情報の普及啓発活動を推進する。

① 特許公報類、出願書類（包袋書類）等の複写サービス

内外国公報類のほか、原簿謄本、出願書類（包袋書類）、知的財産権関係文献等の複写を迅速に提供するサービスを実施する。提供する方法はユーザーの要望に応じ、電子納品（PDF納品）にも対応するなど、サービスの質的向上に努める。

② 特許印紙制度の普及と印紙の販売

知的財産権制度普及と並行して、会員企業に対する便宜を提供するため、特許印紙の販売、納付代行・予納代行を行う。

③ 知的財産権関係図書の販売（発明推進協会連携事業）

知的財産権情報提供の一環として、発明推進協会発行の刊行物の販売を行う。

以 上

収 支 予 算 書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1) 会費収入	23,500	24,200	▲ 700	会員数微減
(2) 事業収入	15,097	17,711	▲ 2,614	
① 発明奨励振興事業収入	1,550	1,050	500	発明推進協会協賛金 (R2～R3は50万円増額)
② 青少年創造性開発育成事業収入	29	29	9	楯代 (弁理士会立替分) ほか
③ 知的財産権制度普及事業収入	4,288	5,598	▲ 1,310	特許庁主催説明会はオンライン化の為役務費なし
④ INPIT請負支援窓口事業収入	0			
⑤ 一般事業収入	480	534	▲ 54	発明誌購読料減
⑥ 特許情報サービス事業収入	8,750	10,500	▲ 1,750	R1年度実績を参考
(3) その他事業収入	0			
(4) 寄付金・協賛金収入				
(5) 雑収入				
① 受取利息				
② 雑収入				
事業活動収入合計	38,597	41,911	▲ 3,314	
2. 事業活動支出				
(1) 事業費支出	13,080	14,617	▲ 1,537	
① 発明奨励振興事業支出	498	454	44	移転にかかる表彰式会場の変更
② 青少年創造性開発育成事業支出	1,402	1,429	▲ 27	
③ 知的財産権制度普及事業支出	1,515	2,954	▲ 1,439	セミナーオンライン化のため会場費等節減
④ INPIT請負支援窓口事業支出	0			
⑤ 一般事業支出	3,100	3,070	30	機関誌等、会員サービス
⑥ 特許情報サービス事業支出	6,565	6,710	▲ 145	
⑦ その他事業支出				
(2) 管理費支出	25,509	29,228	▲ 3,719	
① 人件費支出	17,230	17,588	▲ 358	事務所移転による交通費節減
② 事務費支出	8,279	9,640	▲ 1,361	事務所移転による賃借料減少・租税公課の減少
③ その他支出		2,000	▲ 2,000	昨年度は事務所移転費として経常外支出
事業活動支出合計	38,589	43,845	▲ 5,256	
事業活動収支差額	8	▲ 1,934	1,942	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
(1) 寄付金取崩収入	280	280		最後の取り崩し
2. 投資活動支出				
(1) 固定資産支出				
投資活動収支差額	280	280		
当期収支差額	288	▲ 1,654	1,942	
次期繰越収支差額	55,762	55,474	288	